

# 小学校小荷物専用昇降機保守点検委託業務 委託仕様書

本仕様書は、和歌山市(以下「甲」という)が委託する小学校小荷物専用昇降機保守点検委託業務(以下「業務」という。)の仕様を定めるものであり、受託者(以下「乙」という。)は、この仕様に基づき業務を誠実に実施するものとする。

## 1. 業務名

小学校小荷物専用昇降機保守点検委託業務

## 2. 目的

小学校に設置している小荷物専用昇降機を常に良好な状態に維持するために、法令に基づく検査を行うとともに、定期的・計画的に機器の点検、給油、調整、清掃等を実施し、機器の安全性を確認することを目的とする。

## 3. 業務場所

別紙1参照

## 4. 保守対象物件

別紙2参照

## 5. 業務内容

### (1) 定期点検

ア 定期的・計画的な点検・手入れ保全(小荷物専用昇降機の運転を維持するために必要な給油、調整及び異物の除去等)を実施すること。

イ 点検項目は別表1のとおりであり、点検時期については3か月に1回実施するものとする。点検時期については甲乙協議して決定するものとする。

ウ 点検結果については、点検終了後速やかに報告書を作成し甲に提出すること。なお、点検の結果不良箇所等がある場合は、写真及び見積書を作成し、甲に提出すること。

エ 点検作業に必要な部品のうち消耗品(通常の使用による摩耗、劣化により、補完・交換を頻繁に行う表示用電球や照明用蛍光灯、電球、ビス、ヒューズ、ウエス等の小部品・グリスなどの油脂類等)については、乙が負担とする。

### (2) 緊急時の対応

ア 甲より小荷物専用昇降機について故障等の緊急事態が発生した旨の通報を受けたときは、速やかに小荷物専用昇降機の運転状態を確認するとともに、事態に応じた適切な処置をとること。

イ 前項の処置を行ったときは、その結果について甲に報告書を提出すること。

### (3) 法令に基づく検査

建築基準法に基づく定期検査を実施するにあたっては、法定の有資格者によりその検査を行うとともに、その結果について報告書を甲に提出すること。

## 6. 負担区分

本業務に必要な機器、消耗品及び技術員に要する費用は乙の負担とする。

## 7. 安全確保

業務の遂行について、適切な安全対策を行うこと。

## 8. 法令の義務責任

乙は、従業員の労働基準法上の義務及び責任を全て負うものとする。

## 9. 損害賠償

業務遂行中に起こした災害等により、施設、教職員、児童等に損害を与えた場合は、甲の担当者に速やかに連絡し、乙において誠実に問題解決にあたるものとする。その際発生した損害については乙において賠償するものとする。

## 10. その他

(1) 仕様書に記載なき事項で必要な事項が生じた場合は、担当職員及び小学校責任者と協議の上決定すること。

(2) 専門的な作業については、必要な資格を有するものが行うこと。

(3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第4項及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の5第2項に規定する1級建築士若しくは2級建築士又は昇降機等検査員のいずれかの資格を有することを証する書類及び直接的な雇用関係を証する書類を提出すること。

## 11. 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

## 業務場所一覧

学校名	住所
木本小学校	和歌山市榎原255番地
吹上小学校	和歌山市吹上4丁目1番15号
野崎西小学校	和歌山市梶取301番地の3
山東小学校	和歌山市吉礼326番地
芦原小学校	和歌山市雄松町4丁目25番地
宮小学校	和歌山市秋月475番地
福島小学校	和歌山市福島135番地の4
有功東小学校	和歌山市六十谷895番地
三田小学校	和歌山市和田419番地の1
山口小学校	和歌山市里146
名草小学校	和歌山市紀三井寺240
和歌浦小学校	和歌山市和歌浦西2丁目1-18

校名	メーカー	設置年	改修年	機種	停止階床	速度 m/min	積載量 kg
木本	フジテック	昭和47年	令和3年	DF-250-1U30-3T	3	30	250
吹上	菱電	昭和46年	令和3年	RL-500-S-15-G4	3	15	500
野崎西	フジテック	昭和46年	令和4年	DF-250-30-3T	3	30	250
山東	菱電	平成5年	令和4年	RL-300-S-30-G4	2	30	300
芦原	クマリフト	昭和52年	令和5年	MH16-300	3	30	300
宮	菱電	昭和56年	令和5年	RL-500-S-20-C	4	20	500
福島	日協電機	昭和53年	令和6年	SL-500-S22	3	22	500
有功東	菱電	平成5年	令和6年	RL-500-S-15-H	3	15	500
三田	サイタ工業	昭和63年	令和6年	BFM-500SR-B23	3	23	500
山口	日協電機	昭和58年	令和7年	SL-500-S22	3	22	500
名草	菱電	昭和51年	令和7年	RL-300-S-45-H	3	45	300
和歌浦	菱電	昭和46年	令和7年	RL-300-S-30-H	3	30	300

別表 1 (点検項目)

箇所	点検対象	点検内容	
外観 (運転状態)	走行時の異常音、異常振動	異常音、異常振動の有無	
	着床時の段差	段差発生の有無	
機械室	機械室内の環境	機械室の被水、温度、照明、施錠、障害物有無の確認	
	制御盤	各盤の固定状態	
		ヒューズの劣化の有無	
		メインリレー接点の状態	
		リレー端子・端子台の緩み確認	
		メインブレーカの固定状態、損傷の有無	
		イベントコードの確認、分析	
		絶縁抵抗測定	
	CPUバッテリー劣化		
	電動機	汚れ、異常音、異常温度の有無	
	巻上機	汚れ、異常音、軸受部の温度・油漏れ、防振ゴムの状態 ギヤオイルの量と汚れ、油漏れ	
	電磁ブレーキ	擦過音、吸引・釈放音の異常の有無	
		Wナット・ロックナット・六角ボルトの緩み確認	
ブレーキまわりの被油、被水、汚れ、錆			
ブレーキ締結力の確認			
そらせ車	そらせ車の摩耗、異常音、振動		
昇降路	主ワイヤーロープ	メインロープのテンション、クリップの確認	
		メインロープの摩耗、素線切れ	
		割ピン・Wナット・回り止めの状態	
	移動ケーブル	ケーブルの捻れ、変形、接触痕の有無	
	ガイドレール	レール・ブラケット・フィッシュプレートの固定状態	
	着床装置・プレート	インダクターの取付状態、プレートとの隙間	
	上下リミットスイッチ	スイッチの動作確認、配線状態の確認 ローラー注油、亀裂・剥離・摩耗の有無の確認	
	つり合いおもり	緩衝器とのクリアランス確認	
		固定ボルトの緩み確認	
		ガイドシューの損傷、剥離、磨耗	
	シーブ	メインシーブの摩耗	
		オーバーヘッドシーブの条痕、亀裂、取付状態	
		つり合いおもりシーブの条痕、亀裂、取付状態	
カーシーブの条痕、亀裂、取付状態			
昇降路内環境状態	被水、雨水侵入、ヒビ割れ		
昇降路内機器の状態	各機器の外観目視点検、テールコードのねじれ、取付状態		
ピット	ピット内環境状態	浸水、異物の有無、清潔さ、清掃	
	ピット内機器の状態	緩衝器の固定状態、錆、油漏れ	
		各機器の外観目視点検	
かご	かご内室意匠・状態	損傷、腐食、変色、変形、目地のガタ・隙間・積載・注意名盤	
	かご内表示器・ボタン	機能・動作確認	
	かご内照明	球切れ、ちらつき、グロー球の劣化	
	かご室	かご着床（段差・異常音）	
		インテグレーション運転可否	
かごまわり	ドアの開閉装置	開閉動作の異常の有無	
		かごドアまわり点検・注油・異物除去	
		かごドアチェーン・アイドラーホイールの取付、注油	
		かごドアレール・ドアウエイトレールの給油、給脂	
		かごドアワイヤーの摩耗、素線切れ	
		かごドア吊りボルトの取付状態	
		かごドア開閉状態（滑車、外れ止め、テンション）	
	ドア閉安全装置の作動	ゲートスイッチの動作点	
		ドア連動装置・エアコードの状態	
		配線状態、コネクタの状態確認	
結線ボックス・ドアポジションボックス	配線状態、コネクタの状態確認		
非常止め装置	セフティとレールのギャップ、ボルトの緩み		
ガイドシュー	ガイドシューの損傷、剥離、磨耗		
荷重検出装置	荷重検出装置の作動状態		
乗場	乗場意匠・状態	乗場まわり各機器の外観点検、積載、注意名盤	
	表示器・ボタン	機能・動作確認、操作釘せり、戸締、使用中点灯、インターホン	
	インターロック	ドアインターロックスイッチの動作確認	

別表 1 (点検項目)

箇所	点検対象	点検内容
乗場	ドア開閉状態	乗場ドアまわり点検・注油
		乗場ドア吊りボルトの取付状態
		乗場ドアチェーン・アイドラールホイルの取付、注油
		乗場ドアレール・ドアウェイトレールの給油、給脂
		乗場ドアワイヤーの摩耗、素線切れ
		非常解錠装置の取付状態
		乗場ドアの接触・曲損・水平度

# 業 務 委 託 契 約 書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

## （委託業務）

第1条 甲は小学校小荷物専用昇降機保守点検委託業務（以下「委託業務」という。）の履行を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

## （契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

## （委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

## （委託金）

第4条 委託金の額は、円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 委託金の支払いは、四半期ごとに円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払うものとする。

## （権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

## （再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

## （委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

## （業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲と乙とが協議して定める。

## （損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(乙の履行不能)

第10条 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務を履行しないときは、その履行不能分に相当する委託金額を減額して、甲に委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の30の金額に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

(確認)

第11条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を受けなければならない。

2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅延なく当該補正を行い、前項の規定に準じ、甲の確認を受けなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、履行すべき委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して委託金の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託金額の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき事由により、委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 委託業務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 第21条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

(4) 事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について、確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、乙に対して通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表するものをいう。以下同じ。)に次に掲げるものがあると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（談合等不正行為に係る甲の解除）

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における

課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。)に入札等(見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)がこの契約に関し行った行為について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれが多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(乙の解除権)

第17条 乙は、甲の債務不履行の場合によるほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が6月を超えたとき。

2 第8条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により、この契約が解除された場合に準用する。

(乙の不完全履行責任)

第18条 甲は、乙がその責めに帰すべき事由により不完全な履行をしたと認められるときは、乙に対し、完全な履行を請求することができる。

2 甲は、乙に対し、前項の完全な履行に代え、又は完全な履行とともに損害賠償を請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第19条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは乙に追徴する。

(秘密の保持等)

第20条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、その委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 乙は、委託業務の履行過程において、作成した記録等を第三者に閲覧させ、複写させ、また譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第21条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第22条 乙は、委託業務の履行にあたり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するにあたり、ポリシーで規定する重要情報資産を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して重要情報資産の取り扱いをしていると認めるときは、前条第2項の規定を準用する。

(紛争の解決)

第23条 この契約に関し訴訟等が生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(補則)

第24条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市  
和歌山市長 尾花正啓

乙

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市(以下「甲」という。)から事務の委託を受けたもの(以下「乙」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者(以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。)並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

#### (適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(以下「個人情報が記録された資料等」という。)について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。

(2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。

(3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

#### (教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

#### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

#### (持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出しては

ならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。